

# それって「虐待」かも

赤穂市立赤穂小学校

令和4年11月16日



11月は、

**「児童虐待防止推進月間」**です。

この機会に、「児童虐待」について  
おさらいしておきましょう。

「児童虐待」は、  
次の4つの種類に分類されます。

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト

心理的虐待

# ①身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、  
激しく揺さぶる、やけどを負わせる  
溺れさせる、首を絞める、  
縄などにより一室に拘束する など

## ②性的虐待

子どもへの性的行為、

性的行為を見せる、

性器を触る又は触らせる

ポルノグラフィの被写体にする など

### ③ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない

ひどく不潔にする、

自動車の中に放置する、

重い病気になっても病院に連れていかない など

## ④心理的虐待

言葉による脅し、無視、  
きょうだい間での差別的扱い、  
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう、  
きょうだいに虐待行為を行う など

ご心配な点、ご不安な点などありましたら、  
赤穂市役所 子育て支援課（43-6808）まで  
ご相談ください。





その他にも、以下のような連絡・相談先があります。

児童相談所全国共有ダイヤル Tel: 1 8 9

姫路こども家庭センター

Tel : 079-294-9119 (児童虐待防止24時間ホットライン)